

主文

1 被告学校法人国際医療福祉大学は、原告 X1 に対し、金 83 万円、原告 X3 及び同 X4 に対し、各金 80 万円、並びにこれらに対する平成 16 年 10 月 24 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 被告学校法人 T は、原告 X5 に対し、金 72 万 0100 円、及び原告 X6 に対し、金 113 万 2100 円、並びにこれらに対する平成 16 年 10 月 26 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

3 原告 X2 の請求及びその余の原告らのその余の各請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、被告学校法人国際医療福祉大学と原告 X1、同 X3 及び同 X4 との間では、これを 3 分し、その 1 を同原告らの、その余を同被告の各負担とし、同被告と原告 X2 との間では、同原告の負担とし、被告学校法人 T と原告 X5 及び同 X6 との間では、これを 3 分し、その 1 を同原告らの、その余を同被告の各負担とする。

5 この判決第 1 項及び第 2 項は仮に執行することができる。

事実及び理由

第 1 請求

1 被告学校法人国際医療福祉大学は、原告 X1、同 X2、同 X3 及び同 X4 に対し、それぞれ別紙契約内容目録の「入学時納入金合計額」欄記載の金員及びこれに対する平成 16 年 10 月 24 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 被告学校法人 T は、原告 X5 及び同 X6 に対し、それぞれ別紙契約内容目録の「入学時納入金合計額」欄記載の金員及びこれに対する平成 16 年 10 月 26 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

1 本件は、原告らが、受験して合格した大学の開設者である被告らに対し、在学契約を締結し、入学金及び前納授業料等を納めた後、当該在学契約を解除して、不当利得返還請求権に基づき入学金及び前納授業料等の返還を求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない。）

(1) 被告ら

被告らは、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的として設立された学校法人であり、被告学校法人国際医療福祉大学は国際医療福祉大学を、被告学校法人 T は T を設置している。

(2) 原告らの受験及び入学金、授業料等の支払

原告らは、別紙契約内容目録（本件目録）の被告らの「大学」欄の大学に設

けられた「学部」欄の学部の「受験年度」欄の年度の入学試験をそれぞれ受験し、合格との判定を受け、「入学金支払日」欄の日に「入学金」欄記載の金額の入学金（本件入学金）を、「授業料等支払日」欄の日に「前納授業料等」欄記載の金額の授業料、施設設備費及び実験実習費（被告国際医療福祉大学については諸会費を含む。）（本件授業料等）をそれぞれ納入して、入学手続を完了し、各原告と各被告との間で在学契約（本件在学契約）が成立した（なお、原告 X2 は授業料等 80 万円、原告 X4 は医療福祉学部に係る授業料等 53 万円を被告国際医療福祉大学に支払ったものの、本件提訴前に既にその返還を受けた。）

(3) 原告らの入学辞退

ア 原告 X1 は平成 16 年 4 月 5 日（入学式前）に、原告 X2 は平成 14 年 3 月 25 日に、原告 X3 は同月 26 日に、原告 X4 は同月 25 日（医療福祉学部）及び同年 4 月 2 日（保健学部。入学式前）に、それぞれ被告国際医療福祉大学に対して入学辞退届を提出した。

イ 原告 X5 は平成 14 年 3 月 31 日付けの入学辞退届を同年 4 月 1 日以降（入学式前）に、原告 X6 は平成 16 年 3 月 30 日付けの入学辞退届を（同月 31 日までに）、それぞれ被告 T に対して提出した。

(4) 被告らの学生募集要項等の規定

ア 被告国際医療福祉大学の保健学部及び医療福祉学部の平成 14 年度及び平成 16 年度学生募集要項及び入学手続要項（丁 1 の 1・2, 2 の 1 ないし 3）には、入学手続完了者が、平成 14 年度においては同年 3 月 25 日までに、平成 16 年度においては同年 3 月 26 日までに入学を辞退（入学辞退届の到着）する場合には、入学金を除く納付金を返還する旨、その後に着したものに關しては納入された納付金は理由のいかんを問わず返還しない旨の規定が存在する。

イ 被告 T の平成 14 年度学生募集要項（乙 1）には、納入された入学学費等は理由のいかんを問わず返還しない旨の規定が存在し、平成 16 年度学生募集要項（乙 2）には、入学手続完了者が、同年 3 月 25 日までに入学を辞退し、入学学費等返還申請書を提出した場合には、授業料等を返還する旨、納入された入学金は理由のいかんにかかわらず返還しない旨の規定が存在する。

(5) 入学時納入金の不返還特約の成立（(2)及び(4)により、認められる。）

ア 原告 X1, 同 X2, 同 X3 及び同 X4（以下「原告 X1 ら 4 名」という。）と被告国際医療福祉大学との間で本件在学契約が成立した際、その後に同原告らが入学を辞退しても、同被告は、同原告らが納入した入学金は返還せず、また、原告 X1 については平成 16 年 3 月 26 日までに、原告 X2, 同 X3 及び同 X4 については平成 14 年 3 月 25 日までに入学辞退の申出がない限り授業料等も返還しないとの合意が成立した。

イ 原告 X5 と被告 T との間で本件在学契約が成立した際、その後に同原告が

入学を辞退しても、同被告は、同原告が納入した入学金及び授業料等は返還しないとの合意が成立し、原告 X6 と被告 T との間で本件在学契約が成立した際、その後に同原告が入学を辞退しても、同被告は、同原告が納入した入学金は返還せず、また、平成 16 年 3 月 25 日までに入学辞退の申出がない限り授業料等も返還しないとの合意が成立した（以下、各原告と各被告との間で交わされた上記合意を「本件特約」という。）。

3 争点及び当事者の主張

争点は、原告らが本件在学契約を解除して本件入学金及び本件授業料等の返還を求め得るか、仮に求め得るとされる場合に、本件特約により返還が認められないか、すなわち、本件特約の有効性である。

(1) 争点（原告らが本件在学契約を解除して本件入学金及び本件授業料等の返還を求め得るか）

ア 原告らの主張

原告らは、被告らに対して入学を辞退することにより、本件在学契約を解除したものであり、本件在学契約は被告らの教育義務の履行がされる前に将来に向けて解消された。本件入学金及び本件授業料等は、受任者の前払費用ないし前払報酬であるから、被告らは、原告らに対し当該金員につき不当利得に基づく返還義務を負う。

なお、被告国際医療福祉大学は、危険負担における債権者主義（民法 536 条 2 項）の観点から本件入学金及び本件授業料等の返還義務を負わないと主張するが、危険負担は双務契約が成立して、存続中の問題であって、解除がされた本件においては問題となる余地はない。

イ 被告国際医療福祉大学の主張

本件入学金は、原告 X1 から 4 名が国際医療福祉大学に入学し得る地位を確保し、入学手続を進めるための費用であって、同原告らは、その履行が済んだ後に入学辞退を申し出ているのであって、本件在学契約を解除してその返還を求めることはできない。

また、本件在学契約が原告 X1 から 4 名によって一方的に解除できるとしても、これによって、被告国際医療福祉大学は、教育に係る義務につき履行不能となり、そして、その原因は同原告らにあるから、危険負担における債権者主義の観点から、同原告らは、本件授業料等の返還を求めることができない。

ウ 被告 T の主張

本件入学金は、原告 X5 及び同 X6（以下「原告 X5 から 2 名」という。）の入学手続上の費用並びに同原告らが T に入学し得る地位取得の対価であって、同原告らが入学手続をし、既に T に入学し得る地位を取得した以上、本件在学契約を解除して、その返還を求めることはできない。

また、本件在学契約は、準委任契約ないしこれに類似する無名契約ではなく、民法 651 条ないしその類推適用による一方的な解除は認められない。被告 T が人的物的施設の整備維持をしている以上、本件授業料等についてもその大部分が履行済みであり、原告 X5 ら 2 名が本件在学契約を解除して、その返還を求めることはできない。

(2) 争点 (本件特約の有効性)

ア 原告らの主張

(ア) 消費者契約法 9 条 1 号

本件入学金及び本件授業料等の不返還を定める本件特約は、消費者契約法(以下、単に「法」という。)9 条 1 号における平均的な損害額を超える賠償額の予定に該当し、被告らにおいて平均的損害の主張立証がない以上、その全部が無効である。

そして、本件入学金も本件授業料等と教育役務の対価であることに変わりはなく、その返還を認めない本件特約は無効である。また、入学辞退(本件在学契約の解除)時が、当該受験年度の 4 月 1 日より前か、それ以降かを基準として、授業料等の返還を認めるか否かの取扱いを異にすべき合理的理由はない。

なお、仮に、被告らに本件在学契約の解除に伴う平均的損害があるととしても、それは 1 万円程度にとどまる。

(イ) 法 10 条

本来、原告らは自由に本件在学契約を解除し、本件入学金及び本件授業料等の返還を求め得るところ、本件特約は、これを一方的に制限するものであり、消費者に不利な契約として、法 10 条により無効である。

(ウ) 民法 651 条 2 項但書

原告らの本件在学契約の解除は、民法 651 条 2 項但書のやむを得ない事由があるときの解除であり、損害賠償義務が発生しないものであるにもかかわらず、本件特約は、これに反するもので、無効である。

(エ) 民法 90 条

本件特約は、暴利行為として公序良俗に反するものであり、無効である。

イ 被告国際医療福祉大学の主張

(ア) 本件特約によれば、被告国際医療福祉大学は、原告 X1 ら 4 名に対し本件入学金の返還義務を負わず、また、原告 X1、同 X3 及び同 X4 においては、入学辞退届をすべき学生募集要項等に定められた所定期間を過ぎてからその届出をしているので、被告国際医療福祉大学は、本件授業料等の返還義務を負わない。

(イ) 法 9 条 1 号について

被告国際医療福祉大学は、法にいう事業者に当たらず、また、本件在学契約

は、組織的集团的処理を要し、細かな規制を受ける労働契約と同様、消費者契約法における消費者契約には該当しないから、法9条1号の適用を受けない。

仮に、その適用があるとしても、本件特約は、同号にいう平均的な損害額を超える賠償額の予定に該当しない。

また、仮に、本件特約が所定期間までに入学辞退の申出がない限り本件授業料等の返還を認めない限りで、法9条1号により無効となるとしても、当該受験年度の4月1日以降に入学辞退の申出のあった原告X1及び同X4については、本件授業料等の返還の必要はない。

(ウ) 法10条について

本件特約は、法10条にいう「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定」ではなく、また、本件在学契約が法にいう消費者契約に該当しないことから、法10条の適用を受けない。

仮に、その適用を受けるとしても、原告らを一方的に害する規定ではない。

(エ) 民法651条2項但書について

本件在学契約は、準委任契約とは異なる無名契約であり、同条に基づく解除はできず、同条2項但書が問題となることはない。

(オ) 民法90条について

本件特約は、被告国際医療福祉大学における定員確保、健全な財政基盤の確保等のために定められたものであり、民法90条に違反するものではない。

ウ 被告Tの主張

本件特約によれば、被告Tは、原告X5ら2名に対し本件入学金及び本件授業料等の返還義務を負わない。本件特約が原告の主張する法9条等によって無効となることはない。

また、仮に、本件特約が所定期間までに入学辞退の申出がない限り授業料等の返還を認めない限りで無効であるとしても、当該受験年度の4月1日以降に入学辞退の申出のあったことが明らかな原告X5については、本件授業料等の返還の必要はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点（原告らが本件在学契約を解除して本件入学金及び本件授業料等の返還を求め得るか）

(1) 本件在学契約の解除について

本件在学契約において、大学は、学生に対して、教育研究施設等を利用させ、教職員等によって授業その他教育遂行上必要な事務を行わせるなどして教育を実施する義務を負い、これに対し、学生は、大学に自己の教育を任せるとともに、実施される教育への対価として、授業料等を納付する義務を負う契約関係にあることからして、本件在学契約は準委任契約に類似した側面を有するもの

の、他方で、学生は、大学の定める学則や大学の指導に服すること、大学は、教育基本法、学校教育法等の公法上の様々な規制を受けることからすれば、本件在学契約は、準委任契約そのものではなく、これに類似した、継続的な有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約と解すべきである。

そこで、本件在学契約を原告らが解除し得るかについては、本件在学契約が準委任契約そのものではないことを念頭に検討すべきであるが、学生が当該大学で教育を受ける意思を喪失した場合には、教育研究を行うための本件在学契約の目的を達成できず、いかなる場所でもどのような教育を受けるのかということについては、学生の意思が最大限に尊重されるべきであるから、学生の側から、任意解除権の行使としていつでも本件在学契約を解消することができ、当該任意解除権が行使された場合には、本件在学契約は、将来に向かってその効力を失うと解するのが相当である。

そうすると、原告らが行った入学辞退は、上記任意解除権の行使というべきであるから、入学辞退届出の時点において、原告らと各被告との間の本件在学契約は、それぞれ将来に向かってその効力を失ったものである。

(2) 本件入学金の返還の要否

受験生である原告らは、本件入学金を納入することにより、被告らの運営する大学に入学し得る地位を獲得することになり、より志望順位の高い大学に不合格となった場合に、浪人ないし大学への進学を断念することを回避して、当該大学に入学する余地を残しておくことができる利益（いわゆる滑り止め）を得ていると評価できること、本件入学金について合格者が入学手続の当初に納付することを義務づけられていることからすれば、本件入学金は、大学に入学し得る地位を獲得するための対価としての性格を有しているものといえる。

また、大学は学生の入学に際し、必要な事務手続等を行う必要があると認められるが、入学金のうち相当部分はその経費として充てられるものとみられるから、入学金は、大学が入学予定者を受け入れるために必要な入学準備行為の対価としての性格をも併有しているといえる。

したがって、原告らが、入学を辞退し、本件在学契約を解除したとしても、本件在学契約を締結した時点で、被告らの運営する大学に入学し得る地位を得ていることは明らかであり、その時点では、被告らが既に原告らを受け入れる具体的な準備を行っているといわれるから、被告らは、原告らに対して、本件入学金の返還を要しないというべきである。

この点は、上記のとおり入学金の性格から認められるものであって、本件特約によって初めて認められるものではないから、本件特約の効力の有無にかかわらず。本件特約中入学金を返還しない旨の条項は、当然のことを規定したものであって（したがって、特約というべきものではない。）、損害賠償額の予

定又は違約金の条項と解することはできず、同条項について法 9 条 1 号の適用の余地はない。

もっとも、入学金名目の金額が、当該大学への入学準備行為及び当該大学に入学し得る地位の対価としての性格以外の性格を有する金員を含むとか、社会通念上不相当に高額であると認められる特段の事情があれば、当該金員等入学金の一部の返還が認められる余地があると考えられるが、本件においてそのような特段の事情は認められず、原告らが入学金として納入した金額は、上記の性格を有する入学金といえるから、原告らは、被告らに対して、その返還を請求することはできない。

(3) 本件授業料等の返還の要否

本件授業料等は、その名目等からして、原告ら（原告 X2 を除く。以下、2 まで同じ）の入学後に、被告らが原告らに対して教育役務等を提供することの対価としての性格を有するものであり、入学時での納入はその前払というべきである。

そして、原告らは、被告らから実際に教育役務等の提供を受けておらず、本来、その対価である授業料等を被告らに保持させておく法律上の原因はなく、被告らは、原告らに対して、本件授業料等を不当利得として返還すべき義務がある。ただし、原告らと被告らとの間には、本件特約が成立しており、これが有効であれば、被告らは上記返還義務を免れることになるので、以下において、本件特約の効力について検討することとする。

なお、被告国際医療福祉大学は、危険負担における債権者主義の観点から本件授業料等の返還を要しないと主張するが、原告らの入学辞退により、本件在学契約が消滅する以上、教育役務等の対価の前払である本件授業料等を返還するのが本来であるし、また、原告らの入学辞退は前記のとおりいつでもできるものであり、これによって被告国際医療福祉大学が何らかの損害を受けるというならともかく、危険負担の債権者主義によって当然に本件授業料等を取得するというのは失当といわざるを得ない。

2 争点（本件特約の有効性）

(1) 法 9 条 1 号について

ア 本件在学契約が消費者契約に当たるか

原告らが個人であること及び被告らが法人であることは争いがなく、弁論の全趣旨によれば、原告らが事業として、又は事業のために本件在学契約を締結したものでないことが明らかである。

そうすると、原告らは法 2 条 1 項所定の消費者に、被告らは同条 2 項所定の事業者それぞれ該当すると認められ、両者の間で締結された本件在学契約は、法 12 条で適用除外されている労働契約に当たらないことは明らかであるから、

法 2 条 3 項所定の消費者契約に当たる。

イ 本件特約が法 9 条 1 号所定の「損害賠償の額を予定する条項」(損害賠償予定条項)に当たるか

前記のとおり、本来、被告らは、原告らに対して、本件授業料等を返還しなければならないところ、本件特約は、その返還義務を免れさせるものであるから、その効果からすると、損害賠償予定条項に当たる。

ウ 平均的損害を超える賠償額の予定か

法 9 条 1 号所定の平均的損害とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について、典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいい、具体的には、解除事由、解除時期等により同一の区分に分類される複数の同種契約の解除に伴い、当該事業者に生じる損害額の平均値をいうと解するのが相当である。

そこで、本件について検討するに、同一年度に複数の大学に入学出願し、志望順位の低い大学にいわゆる滑り止めとして入学手続をしたものの、その後、志望順位の高い大学に合格した結果、志望順位の低い大学の入学を辞退するということが広く行われてきたことからすると、本件在学契約は、学生からの入学辞退によって解除されることが想定されており、被告らは、このことを認識した上で、入学予定者が一定程度の割合で入学辞退することを前提として人的・物的教育施設の整備を行うなど、入学予定者の入学辞退によって生ずる損害を回避するための措置を講じ、合格者のうちの相当数が入学辞退をすることを予想した上で合格者を決定しているものと考えられる。

これを踏まえて検討するに、被告らにおいて、原告らの入学辞退に伴い、本件授業料等相当額の平均的損害が生じていることをうかがわせる証拠はない。

また、当該受験年度の 4 月 1 日以降に入学辞退がされたとしても、それが当該大学の入学式後、実際に授業が開始されるなどの時点にまで至っているというのでない限り、そのことの一事をもって本件授業料等相当額の平均的損害が生ずるに至るものともいえない。

(2) したがって、本件特約のうち、本件授業料等の返還を要しないとする規定については、その全額が平均的損害を超えるものと認められるから、当該部分は、法 9 条 1 号により全部無効というべきであり、原告らのその余の主張について判断するまでもなく、原告らは、被告らに対して、本件授業料等の返還を請求することができる。

3 よって、原告らの請求は、本件授業料等(別紙契約内容目録の「前納授業料等」欄記載の各金額)の返還とこれに対する被告らへの訴状送達の日翌日(被告国際医療福祉大学につき平成 16 年 10 月 24 日、被告 T につき同月 26 日)から各支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める

限度で理由があり,その余については理由がないから,主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官・杉山正己,裁判官・瀬戸口壯夫,裁判官・大畠崇史)